

## 答 申

### 第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が平成30年（2018年）9月19日付け平30薬務第410号で行った公文書の部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

#### 1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成30年8月14日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「平成25年4月1日から平成30年8月14日までにおいて、医薬品医療機器法に基づき、〇〇〇〇〇〇〇から提出された〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の構造設備の変更に係る医薬品製造業の変更届及びその添付書類」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、平成25年4月1日から平成30年8月14日までに〇〇〇〇〇〇〇が実施機関に提出した「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の医薬品製造業の変更届及びその添付書類」（別紙1のとおり）（以下「本件公文書」という。）を特定した。

#### 3 実施機関の処分

実施機関は、平成30年9月19日付けで、本件公文書に係る本件請求について本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

#### 4 本件処分の具体的な決定内容

本件処分の書類ごとの開示をしない部分及び開示をしない理由は、別紙2のとおりである。

#### 5 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成30年10月5日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

### 第3 審査請求人の主張要旨

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるといふものである。

#### 2 審査請求の理由

（省略）

#### 3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

#### 第4 実施機関の説明要旨 (省略)

#### 第5 審査会の判断

##### 1 本件公文書について

本件公文書は、平成25年4月1日から平成30年8月14日まで医薬品医療機器法に基づき〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「本件法人」という。）が実施機関に提出した変更届であり、実施機関の職員が職務上取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

なお、当該期間には、構造設備の変更に関する変更届が37件、製造管理者の変更及び構造設備の変更に関する変更届が1件提出されており、変更届に関する書類は以下のとおりである。

- ①変更届書
- ②変更届書（医薬品製造業許可）※医薬品等電子申請ソフトから出力したもの
- ③構造設備の概要一覧表
- ④変更の概要
- ⑤製造所平面図（製造所全体）
- ⑥製造所平面図（各棟）
- ⑦室等の概要一覧表
- ⑧製造設備装置一覧表
- ⑨試験検査設備器具一覧表
- ⑩変更箇所対比表

##### 2 条例第11条について

###### (1) 第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからニまでに規定する情報については、開示することとされている。

###### (2) 第3号について

条例第11条は、実施機関は、第3号に規定する「法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人に不利益を与えるおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、原則として法人等又は事業を営む個人の事業活動の自由を保障しようとする趣旨である。

しかし、公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イからハまでに規定する「法人等又は個人の事業活動によって生ずる危害から人の生命、身体又は健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」、「法人等又は個人の違法又は不当な事業活動によって生ずる支障から人の生活を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」及び「イ又は口に掲げる情報に準ずる情報であって、公開することが公益上必要であると認められるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととされている。

なお、「当該事業に関する情報」とは、営利を目的とするかどうかを問わず、事業内容、事業資産、事業所得等事業活動に関する一切の情報をいい、「不利益を与えるおそれがあるもの」に該当する情報の典型的なもの及び具体例としては、販売上のノウハウに関する情報として顧客名簿や新製品の販売計画書、工場設備投資計画書などが、信用上不利益を与える情報として不祥事件報告書などが、人事等専ら法人の内部管理の情報として内部監査実施状況報告書などが考えられている。

また、「危害」とは、現に発生しているか、将来発生するであろうことが確実である人の生命等に対する危険及び損害をいい、「保護する」とは、未然防止、排除、拡大防止又は再発防止をいい、「イ又は口に掲げる情報に準ずる情報」とは、生活環境、自然環境の破壊等に関する情報をいうものと考えられている。

### 3 本件公文書について

#### (1) 条例第11条第2号該当性について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、②変更届書（医薬品製造業許可）の実施機関が非開示とした部分に変更届書の担当者の氏名（ふりがな）並びに医薬品製造管理者の氏名（ふりがな）、住所、薬剤師の登録番号及び登録年月日が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当し、同号イからニまでに該当しないことから、非開示が妥当である。

#### (2) 条例第11条第3号該当性について

##### ア 代表者印及び法人印の印影について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、①変更届書の実施機関が非開示とした部分に本件法人の代表者印及び法人印の印影を確認した。

一般的に代表者印及び法人印の印影は、いずれも当該法人が事業活動を行う上で認証的機能を有する情報ではあるが、これらを公にすることにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれについては、当該印の性質、使用状況、管理状況等を踏まえ総合的に判断する必要があるものである。

この点について、実施機関を通じて本件法人に説明を求めたところ、代表者印は、法人の代表者が管轄の法務局に届け出た印であり、法人印は、使用する相手を行政機関等に限定し、行政機関等に提出する文書の真正性を証すものとして厳格に管理、

使用しており、請求書等広く一般に流通する文書には使用していないとのことである。

以上のことからすれば、本件法人の代表者印及び法人印の印影は、いずれも、一般に公にすることを予定していない内部管理の情報であるものと考えられ、これらを秘匿することに正当な利益を有するものと認められる。

したがって、これらの情報は、条例第11条第3号に該当し、かつ、同号イからハマまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示が妥当である。

#### イ 担当者の所属部課名等について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、②変更届書（医薬品製造業許可）の実施機関が非開示とした部分に変更届書の担当者が所属する部署名、電話番号及びFAX番号が記載されていることを確認した。

一般的に企業の部署名や電話番号は公表されていることが多く、公開しても法人の不利益には当たらないと考えられることから、この点について、実施機関を通じて本件法人に説明を求めたところ、当該部署の名称、電話番号及びFAX番号はホームページでも公表しておらず組織内部の情報である。また、公開した場合、一般住民からの問合せが多数寄せられたり、競合他社からのなりすまし電話が掛かるなど、事業活動に支障をきたす可能性があるとのことである。

以上のことからすれば、これらの情報は、公にされていない本件法人の組織上の内部情報であり、公開することにより、当該法人に不利益を与えるおそれがあるものと認められる。

したがって、これらの情報は、条例第11条第3号に該当し、かつ、同号イからハマまでに掲げる情報に該当しないことから、非開示が妥当である。

なお、本件処分のお知らせには、これらの情報が条例第11条のどの号数に該当するか明確な記載がなく、弁明書においては、本件法人に関する情報を同条第2号該当と説明していたことから、当審査会で確認したところ、本来であれば同条第3号該当として整理すべきところを誤って第2号該当と記載したとのことである。

そもそも、部分開示決定の場合において、条例第11条の複数の号に該当するときは、開示をしない部分並びに条例11条の該当号及び開示をしない具体的な理由の対応関係を明らかにするようにしなければならず、また、弁明書においても非開示理由を正確に記載しなければならないものである。

#### ウ 本件法人〇〇〇の構造設備の概要等について

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、②変更届書（医薬品製造業許可）、③構造設備の概要一覧表、④変更の概要、⑤製造所平面図（製造所全体）、⑥製造所平面図（各棟）、⑦室等の概要一覧表、⑧製造設備装置一覧表、⑨試験検査設備器具一覧表及び⑩変更箇所対比表の実施機関が非開示とした部分に、本件法人〇〇〇の構造設備の概要、製造設備並びに器具の種類、作業所に関する情報等当該工場に関する詳細な情報が記載されていることを確認した。

これらの情報の非開示理由について、当審査会において、改めて実施機関に確認したところ、当該工場の平面図や人、物の動線、製造設備等は、競合他社との差

別化要因となっている情報であり、また、製造方法が推察される内容は、製薬企業の知的財産に該当する情報である。このため、当該情報は、本件法人の企業戦略上の機密事項、生産計画上の技術的情報に該当することから、公にすることで本件法人の競争上の地位や利益を害するおそれがあるとのことである。

本件法人〇〇〇の構造設備等の詳細な情報については、本件法人の企業戦略上の機密事項、生産計画上の技術的情報に該当すると考えられ、これらを秘匿することに正当な利益を有するものと認められる。

したがって、これらの情報は、条例第11条第3号に該当し、かつ、同号イからハマで掲げる情報に該当しないことから、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、実施機関の対応等について、審査請求書及び意見書で種々述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべきものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するところではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

#### 4 その他

最後に、今回の実施機関の処分の通知及び弁明書について、審査会として以下2点の意見を付しておく。

まず、上記3(2)イに記載したとおり、実施機関は、処分の通知及び弁明書において、非開示理由を、明確に、正確に記載するよう留意しなければならない。

次に、上記3(2)ウについて、実施機関は、本件処分の通知及び弁明書において、開示しない理由として、開示しない部分が公開されれば、法人等にどのような不利益を与えるおそれがあるのか、具体的に記載していないことが認められた。法人等の事業活動等には多種多様なものがあるため、公文書の開示・非開示については、個々具体的に判断することになると考えられるが、非開示決定又は部分開示決定をした場合、その処分の通知及び弁明書において、実施機関は、非開示事項のいずれに該当するかだけでなく、公文書の開示をすることができない理由を、できる限り具体的かつ明確に記載しなければならないとされていることに留意しなければならない。

## 第6 審査会の審査経過等

別紙3のとおり

## 別紙 1

## 変更届書及び添付書類

	番号	変更届出年月日	変更事項
知事許可 分変更届	1	H25. 8. 6	構造設備の変更
	2	H25. 9. 4	構造設備の変更
	3	H25. 9. 4	構造設備の変更
	4	H25. 11. 12	構造設備の変更
	5	H25. 12. 20	構造設備の変更
	6	H26. 5. 21	構造設備の変更
	7	H26. 5. 21	構造設備の変更
	8	H26. 12. 17	構造設備の変更
	9	H26. 12. 24	構造設備の変更
	10	H27. 3. 4	構造設備の変更
	11	H27. 5. 27	構造設備の変更
	12	H27. 7. 1	構造設備の変更
	13	H27. 10. 7	構造設備の変更
	14	H27. 11. 11	構造設備の変更
	15	H28. 2. 17	構造設備の変更
	16	H28. 4. 27	製造管理者の変更・構造設備の変更
	17	H28. 10. 19	構造設備の変更
	18	H28. 12. 28	構造設備の変更
	19	H29. 2. 22	構造設備の変更
	20	H29. 11. 22	構造設備の変更
	21	H30. 2. 1	構造設備の変更
	22	H30. 4. 4	構造設備の変更
	23	H30. 7. 17	構造設備の変更
	24	H30. 7. 31	構造設備の変更
大臣許可 分変更届	25	H25. 11. 12	構造設備の変更
	26	H26. 3. 10	構造設備の変更
	27	H26. 5. 21	構造設備の変更
	28	H26. 7. 25	構造設備の変更
	29	H27. 3. 4	構造設備の変更
	30	H27. 7. 1	構造設備の変更
	31	H27. 10. 7	構造設備の変更
	32	H27. 11. 11	構造設備の変更
	33	H28. 2. 17	構造設備の変更
	34	H28. 5. 31	構造設備の変更
	35	H29. 2. 22	構造設備の変更
	36	H30. 2. 1	構造設備の変更
	37	H30. 6. 8	構造設備の変更
	38	H30. 7. 17	構造設備の変更

別紙 2

1 変更届書

開示をしない部分	開示をしない理由
法人の印影	条例第11条第3号に該当 法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人に不利益を与えるおそれがあるものであるため

2 変更届書（医薬品製造業許可）

開示をしない部分	開示をしない理由
担当者に関する情報	
氏名及びふりがな	条例第11条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため
連絡先	
変更内容	
変更後の製造所の構造設備の概要	条例第11条第3号に該当 法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人に不利益を与えるおそれがあるものであるため
管理者の氏名及びふりがな	条例第11条第2号に該当 個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため
管理者の住所	
管理者の資格情報 (薬剤師の登録番号・登録年月日)	

3 構造設備の概要一覧

開示をしない部分	開示をしない理由
製造所の概要	条例第11条第3号に該当 法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人に不利益を与えるおそれがあるものであるため
製造設備並びに器具の種類及び数量	
作業所に関する情報	
作業室名、面積及び作業室の概要	
廃水及び廃棄物を処理する設備	
有毒ガス発生の有無	
貯蔵設備に関する情報	
室名、面積、貯蔵設備の概要	
試験検査設備に関する情報	
試験検査室面積、試験検査設備・器具	
他の試験検査機関等の利用	
備考	

4 変更の概要

開示をしない部分	開示をしない理由
変更の概要	条例第11条第3号に該当 法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人に不利益を与えるおそれがあるものであるため
提出資料の一覧	

## 5 製造所平面図（製造所全体）

開示をしない部分	開示をしない理由
全て	条例第11条第3号に該当 法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人に不利益を与えるおそれがあるものであるため

## 6 製造所平面図（各棟）

開示をしない部分	開示をしない理由
全て	条例第11条第3号に該当 法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人に不利益を与えるおそれがあるものであるため

## 7 室等の概要一覧表

開示をしない部分	開示をしない理由
棟番号、室番号、室名、面積、天井の種類、壁の種類、床面の種類、構造設備の概要、空調設備、集塵装置、層検装置、その他の別、機器番号、機器の名称、数量、製造元、型式、種類及び能力、図面番号、一覧表番号、備考1、備考2	条例第11条第3号に該当 法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人に不利益を与えるおそれがあるものであるため

## 8 製造設備装置一覧表

開示をしない部分	開示をしない理由
棟番号、室番号、室名、機器記号等、機器の名称、機器の種類、製造元、型式、能力・容量、材質、数量、備考1、備考2	条例第11条第3号に該当 法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人に不利益を与えるおそれがあるものであるため

## 9 試験検査設備器具一覧表

開示をしない部分	開示をしない理由
棟番号（棟名）、室番号（室名）、機器等番号、機器の名称、機器の種類、製造元、型式、能力・容量、材質、数量、備考1、備考2	条例第11条第3号に該当 法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人に不利益を与えるおそれがあるものであるため

## 10 変更箇所対比表

開示をしない部分	開示をしない理由
変更前後の室番号（室名）、機器等番号、機器の名称、機器の種類、製造元	条例第11条第3号に該当 法人に関する情報であって、公開することにより、当該法人に不利益を与えるおそれがあるものであるため

別紙3

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和2年3月31日	実施機関から諮問を受けた。
令和3年3月23日	事案の審議を行った。
令和3年10月4日	事案の審議を行った。
令和3年11月18日	事案の審議を行った。
令和3年12月20日	事案の審議を行った。
令和4年1月20日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	
沖 本 浩	弁護士	会長
高 松 恵 子	司法書士	会長職務代理者
水 谷 芳 昭	公認会計士	

(令和3年9月30日まで)

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	
石 原 詠美子	弁護士	会長職務代理者
沖 本 浩	弁護士	会長
松 本 香代子	司法書士	
水 谷 芳 昭	公認会計士	

(令和4年1月20日現在)